

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	大阪府公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、大阪府公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府教育委員会

## 公表日

令和5年10月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	大阪府公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務(公立高等学校)								
②事務の概要	<p>高等学校等を中途退学した者が再び大阪府公立高等学校で学び直すときには、大阪府公立高等学校学び直しの支援金事務処理要領に基づき、学び直し支援金による授業料の支援を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び直し支援の支給を受けようとするためには、親権者を含む保護者(以下、「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の課税情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱を行う。</p> <p>①学び直し支援金の支給を希望する生徒等からの、申請の受付(就学支援金制度の期間制限月数を超過した時点)            ②学び直し支援金の支給を希望する生徒等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出            ③保護者等の個人情報のデータ化            ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会            ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定            ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知            ⑦受給資格認定を受けた生徒等が、引き続き学び直し支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記①と④から⑥を実施            ※なお、上記の申請時期(4月・7月)以外に転入や保護者の変更等があった場合においては、随時、就学支援金の受給を希望する生徒からの受給申請書(収入届出書を含む)や保護者等のマイナンバーカードの写しの提出を受け、②～⑥を実施</p>								
③システムの名称	学校納付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー								
2. 特定個人情報ファイル名									
学び直し支援資格情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第1項</li> </ul>								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>			1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定
<選択肢>									
	1) 実施する								
	2) 実施しない								
	3) 未定								
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第6の項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第1項</li> </ul>								
5. 評価実施機関における担当部署									
①部署	大阪府教育庁施設財務課								
②所属長の役職名	施設財務課長								
6. 他の評価実施機関									
なし									
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求									
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913								
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ									
連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913								

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 1 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 8 監査実施の有無	—	自己点検・内部監査	事前	様式の改正に伴う追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	様式の改正に伴う追加
令和2年10月28日	II しいき値判断 1 対象者数	1000人未満(任意実施)	1000人以上1万人未満	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和2年10月28日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基本項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6066  大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府教育庁施設財務課歳入・会計指導グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	大阪府教育庁施設財務課歳入グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 電話番号:06-6944-6913	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	
令和5年10月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表第40の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第5条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第8の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第1項	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表第40の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第5条第1項	・番号法第19条第9号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第8の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第7条第1項	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しいき値判断 1 対象者数	1000人以上1万人未満	1000人未満(任意実施)	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しいき値判断 1 対象者数 いつの時点の計数か	令和2年9月16日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	II しいき値判断 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月16日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正
令和5年10月19日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	基本項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	重要な変更ではないため実態に合わせて修正